

◆ 電子証明書の発行手数料と国保連合会への支払い方法

柏市障害者グループホーム入居者家賃給付の電子請求対応にあたり、国民健康保険団体連合会（以下、国保連合会）の電子証明書の発行手数料について、令和4年8月29日付柏保障第1010号での通知内容と一部異なる運用がなされていることが判明いたしました。電子証明書発行手数料の取り扱いについて誤解を招いた事業者様におかれましては、深くお詫び申し上げます。

本件において、国保連合会へ確認の上、電子証明書発行手数料の取り扱いについて以下のとおり整理しました。

法人内で複数サービスを提供している場合は、【代理請求】制度の導入をご検討下さい。

なお、電子証明書の有効期間は、3年間です。詳細につきましては、国保連合会へお問い合わせくださるようお願いいたします。

■ 指定事業所番号を追加で取得した場合

既存事業に加えて、新たにサービス追加した場合を想定しています。

パターン1（事業所指定更新時に、個別に手数料発生）

既存事業所 ID： H J○○○○○○○○○○○○○○

新規事業所 ID： H J○○○○○○○○○○○○○○

手数料：既存事業所 7,800円 + 新規事業所 7,800円

（事業所指定更新時）

支払方法：新規事業所 7,800円分を初回の請求月に支払総額から相殺。（既存事業所分は支払済み）

パターン2（既存事業所 ID を代理請求用 ID へ変更）

既存事業所 ID： H J ○○○○○○○○○○○○○

↓ 新たに手数料 7,800円発生

H D○○○○○○○○○○○○○○

新規事業所 ID： H J○○○○○○○○○○○○○○

手数料：既存事業所（変更） 7,800円 + 新規事業所 0円

注意点：既存事業所（変更前）の支払済み手数料について、有効期間が残っていても、返還金はありません。代理請求申請が完了後、新規事業所 ID 分の手数は紐付け作業することで0円となります。

パターン3（代理請求用IDを取得済みの場合）

既存事業所ID：HD○○○○○○○○○○

新規事業所ID：HJ○○○○○○○○○○

手数料：既存事業所 7,800円 + 新規事業所 0円

（事業所指定更新時）

その他：新規事業所IDを既存事業所IDを紐付け作業することで、新規手数料は発生しません。

問い合わせ先

〒277-8505

千葉県柏市柏五丁目10番1号

柏市 保健福祉部障害福祉課 施設指導担当

電話 04-7167-1136

メールアドレス info-shgf@city.kashiwa.chiba.jp

〒263-8566

千葉県千葉市稲毛区天台6丁目4番3号

千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 障害者総合支援係

電話 043-254-7452